

注) 本情報は WEB で公表された基準認証に関する主な内容を当グループで収集したものです。説明文につきましては必ず原文 URL をご確認ください。

(内容に関するお問合せ先 島崎 : shimazaki@jmcti.or.jp)

アジア情報

日本機械輸出組合
貿易関連制度グループ

<2025/11/26>

インド重工業省令 2025 年 11 月 13 日 インド標準局法 (2016 年第 11 号) 第 16 条、第 17 条及び第 25 条の規定に基づき、中央政府は公共利益のために 2024 年機械及び電気機器安全 (OTR) 令を改正する本令を発出する。1. (1) 本令は「2025 年機械及び電気機器安全 (OTR) 第 2 次改正令」とする。(2) 本令を官報公示日から施行する。2. 「2024 年機械及び電気機器の安全 (OTR) 令」第 1 項(2)の「官報公示日から 1 年経過後」という文を「2026 年 9 月 1 日」に改正する。「機械及び電気機器安全 (OTR) 改正令により「2026 年 9 月 1 日」に改正した「官報公示日から 1 年を経過した後」という文は「中央政府が官報で通知する日」という文言に置き換える。

https://heavyindustries.gov.in/sites/default/files/2025-11/machinery_and_electrical_equipment_safety_omnibus_technical_regulation_second_amendment_order_2025_0.pdf

<2025/6/30>

インド重工業省令 2025 年 6 月 12 日 インド標準局法 (2016 年第 11 号) 第 16 条、第 17 条及び第 25 条の規定に基づき、中央政府は公共利益のために 2024 年機械及び電気機器安全 (OTR) 令を改正する本令を発出する。1. (1) 本令は「機械及び電気機器安全 (OTR) 改正令 2025 年」とする。(2) 本令は官報公示日から施行する。2. 「機械及び電気機器安全 (OTR) 令」第 1 項において (a) (2)の「官報公示日から 1 年を経過した後」という文を「2026 年 9 月 1 日」という文、数字及び文字に置き換える。(b)(3)は、次に置き換える。「(3) 本令の第 1 付属書に示す機械及び電気機器は 2026 年 9 月 1 日から適用する。但し、本令第 1 付属書に示すアセンブリ、サブアセンブリ及び構成部品は中央政府の官報公示日から適用する」

<https://heavyindustries.gov.in/sites/default/files/2025->

[06/machinery_and_electrical_equipment_safety_omnibus_technical_regulation_amendment_order_2025.pdf](#)

<2025/10/18>

インド重工業省令 2024 年 9 月 10 日 インド規格局法 (2016 年第 11 号) 第 16 条及び第 17 条の規定に基づき、中央政府は公共利益のために次の命令を公布する。1. 略称、施行及び適用. (1) 本令は「2024 年機械及び電気機器安全 (OTR) 令」とする。(2)本令は官報公示日から 1 年を経過後に施行する。(3)本令は第 1 付属書に示す機械及び電気機器、並びにそれら組立品、部分組立品及び構成部品に適用する。(4)本令のいかなる規定も 2016 年インド標準局法第 16 条に基づき制定する他令の対象となる機械又は電気機器、並びにそれらの組立品、部分組立品又は構成部品には適用しない。

https://heavyindustries.gov.in/sites/default/files/2025-04/otr_notified_in_the_gazette_of_india_28.08.2024_0.pdf